

平成 1 1 年 2 月 8 日 制 定

平成 2 7 年 1 0 月 1 日 全 部 改 正

通学区域外就学事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法施行令（以下「令」という。）第 8 条に規定する指定学校の変更及び令第 9 条に規定する区域外就学の承諾に係る基準、事務取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内間の区域外就学 令第 8 条に基づく指定学校の変更
- (2) 他市町村間の区域外就学 令第 9 条に基づく区域外就学の承諾
- (3) 区域外就学 市内間の区域外就学及び他市町村間の区域外就学
- (4) 児童生徒 市立学校に在学し、又は入学しようとする児童又は生徒
- (5) 保護者 親権者、未成年後見人その他現に児童生徒を養育している者
- (6) 居住地 就寝その他日常生活を主に営む場所
- (7) 学校 京都市が設置する小学校、中学校又は小中学校（京都市立義務教育学校条例により設置される義務教育学校をいう。以下同じ。）
- (8) 区域外校 区域外就学に係る手続を経て就学する学校
- (9) 本来校 区域外校に相対する学校

(小中学校の取扱い)

第 2 条の 2 この要綱において、小中学校の前期課程を小学校と、小中学校の後期課程を中学校とみなして取り扱う。

(就学の原則)

第 3 条 保護者は、児童生徒をその居住地の属する通学区域の学校（第 5 条第 1 項に規定する児童生徒にあつては区域外校）に就学させなければならない。

(市内間の区域外就学)

第 4 条 別表第 1 に掲げる事由に該当する場合には、市内間の区域外就学を認めることがある。

2 別表第 1 に掲げる事由に該当することを理由とする市内間の区域外就学の手続において保護者が提出する書類は、別記様式 1 及び別表第 2 に掲げる書類とする。ただし、必

要があると認められる場合は、その都度指定する書類を提出させることがある。

3 前項の様式等を提出する学校は、児童生徒が在学している学校又は就学することを指定された学校とする。ただし、特に必要があると認める場合は、これらの学校と異なる学校に提出させることがある。

4 区域外校の校長は、別表第1に掲げる事由に該当し、かつ、通学上及び学校運営上支障がないと認められるときは、本来校の校長と協議のうえ、同表に掲げる期間を限度として、市内間の区域外就学の決定を行う。

(指定地区に係る区域外就学)

第5条 前条に規定するもののほか、地域単位で本来校以外の学校に通わせると指定した地区（以下「指定地区」という。）に居住する児童生徒については、区域外就学させるものとする。

2 指定地区に係る区域外就学の手続においては、保護者は、別記様式1を区域外校に提出するものとする。

3 区域外校の校長は、本来校の校長と協議のうえ、市内間の区域外就学の決定を行う。

(特別な事情による区域外就学)

第6条 前2条の規定にかかわらず、特別な事情による教育的配慮が必要と認められる場合にあっては、市内間の区域外就学を許可することがある。この場合において、児童生徒が在学している学校又は就学することを指定された学校の校長は、その教育的見地に基づいた対応を尽くさなければならない。

2 前項の市内間の区域外就学の手続において保護者が提出する書類は、別記様式2及び理由書並びに必要なに応じてその都度指定する書類とする。

3 前項の様式等を提出する学校は、児童生徒が在学している学校又は就学することを指定された学校とする。ただし、特に必要があると認める場合はこれらの学校と異なる学校に提出させることがある。

4 第2項の様式等の提出を受けた学校の校長は、教育長に対し、書面により意見を述べるものとする。

5 第1項に規定するもののほか、居住地が住民票上の住所と異なる児童生徒がその居住地の属する学校に就学する場合は、前3項の手続を行わなければならない。

(他市町村間の区域外就学)

第7条 本来校が市立学校以外の学校である場合であって、別表第1に掲げる事由（(6)の項を除き、(7)の項については、親類宅等が京都市内にあることについて合理的な事情が

ある場合に限る。) のいずれかに該当するときその他相当な事情があると認められるとき (通学及び学校運営に支障がない場合に限る。) にあつては、他市町村間の区域外就学を許可することがある。

- 2 前項の他市町村間の区域外就学の手続においては、別記様式3を用いるほか、市内間の区域外就学の例による。
- 3 居住地が京都市の区域内にある児童生徒であつて、住民票上の住所が京都市の区域外にあるものの取扱いについては、前条第5項の規定を準用する。
- 4 居住地が京都市の区域外にある児童生徒について、前条第1項に規定する場合が生じたときは、やむを得ない特別の事情がある場合に限り、他市町村間の区域外就学を許可することがある。
- 5 前項の許可に係る手続については、前条の規定を準用する。

(標準処理期間)

第8条 区域外就学の手続に係る処理は、必要な添付書類を備えた申請があつた日の翌日から30日以内に行うものとする。ただし、決定を行うにあつて特に検討を要する場合その他相当な事情がある場合は、この限りでない。

(許可の取消)

第9条 本来校又は区域外校の校長は、区域外就学に係る申請書又は関係書類の記載に虚偽があると認める場合又は区域外就学を継続させることが適当でないと認める場合は、教育長に対し、書面により、許可の取消しを意見することができる。

- 2 前項の意見が正当であると認められる場合は、当該区域外就学を取り消すことがある。この場合において、事前に当該児童生徒の保護者に弁明の機会を付与することがある。

(校長の責務)

第10条 本来校及び区域外校の校長は、別に定めるところにより、区域外就学に係る書類を保管しなければならない。この場合において、児童生徒の卒業予定年度に応じて保管することができる。

- 2 区域外校の校長は、区域外就学により在学している児童生徒について、当該区域外就学に係る事由が解消したとき (許可期間の満了による場合を除く。) は、別に定める書式による報告を行うものとする。

(保護者の責務)

第11条 保護者は、通学時の安全確保、登校時間の厳守及び緊急時の連絡等に責任を持って対処するとともに、学校の指導に誠実に従わなければならない。

- 2 保護者は、区域外就学の許可期間が満了したとき、又は当該通学区域外就学に係る事由が解消したときは、児童生徒を居住地の属する通学区域の学校に就学させなければならない。

附 則

(実施時期)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の通学区域外就学事務取扱要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定による申請であって、この要綱実施の際決定がなされていないものは、この要綱による改正後の通学区域外就学事務取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定による申請とみなす。
- 3 この要綱の実施の日前に改正前の要綱によりなされた決定又は許可は、改正後の要綱の相当規定による決定又は許可とみなす。
- 4 従前の様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和7年1月1日から実施する。

別表第1（第4条関係）

項 目		事 由	期 限
(1)	学年途中転居	学年の途中に他の通学区域に転居するが、在学している学校に引き続き就学したい場合	学 年 末 ま で
(2)	小 学 5 年 ・ 中 学 2 年 転 居	小学校5年生又は中学校2年生が転居するが、在学している学校に引き続き就学したい場合	卒 業 ま で
(3)	転居予定地への 先 行 就 学	学年の途中に他の通学区域に転居することが確実であるため、学年、学期等の当初から転居予定先の学校に就学したい場合	学 年 末 ま で
(4)	一 時 転 居	①住宅の新築、増改築等により、一時的に他の通学区域に転居するが、1年以内に戻る事が確実である場合 ②風水害、火災、地震等により一時的に他の通学区域に避難する場合	1 年 以 内
(5)	住 宅 融 資 関 係	住宅購入等に係る融資手続のために転居予定地に住民票のみ先行異動し、実際の転居が遅れることから、在学している学校に引き続き就学したい場合	転 居 日 ま で
(6)	難 聴 学 級 入 級	難聴学級に入級する場合	卒 業 ま で
(7)	昼 間 留 守 家 庭	保護者その他児童を養育すべき者（以下この項において「保護者等」という。）のいずれもが勤務の事情により常態として放課後自宅を不在とするときであって、次のいずれかの場合 ①保護者等が出勤時に児童を他の通学区域の親類宅や小学校に送り、放課後は親類宅、児童館等から保護者等が児童とともに帰宅する場合 ②保護者等が自ら事業を営んでいる他の通学区域の事業所に児童とともに行き、放課後は当該事業所から保護者等が児童とともに帰宅する場合	事 由 解 消 時 (小学生限り)
(8)	兄 弟 姉 妹 関 係	同一住所の兄弟姉妹が区域外就学をしており、当該兄弟姉妹と同一の学校に就学したい場合	当該兄弟姉妹に係る許可の終期まで
(9)	事由解消後継続	年度の途中に区域外就学の事由が解消した場合に、引き続き当該学校へ就学したい場合	学年末（小5・中2にあつては卒業まで）
(10)	児童養護施設等への措置児童	児童養護施設等に措置、委託等された児童生徒が当該児童養護施設等の通学区域に属する学校に通学する場合であつて、住民票異動が伴わないとき。ただし、施設長が申請者となる場合に限る。	事 由 解 消 時

備考 小中学校におけるこの表の適用にあつては、前期課程の児童にあつては小学校の児童と、後期課程の生徒にあつては中学校の生徒と同様に取り扱う。

別表第2（第4条関係）

項 目	添付書類
(1) 学年途中転居	転入学通知書の写し
(2) 小学5年・ 中学2年転居	転入学通知書の写し
(3) 転居予定地へ の先行就学	次の①又は②の事情に応じて、それぞれ掲げた書類 ※ ①転居先の住居が賃貸物件の場合 賃貸借契約書の写し ②転居先の住居が分譲物件、新築物件等の場合 建築確認通知書の写し又は建物の購入若しくは請負契約書の写し ※ 住民票が転居予定地に異動している場合は、居住証明書も必要
(4) 一 時 転 居	次の①又は②の事情に応じて、それぞれ掲げた書類 ※ ①自宅の新築・増改築等の場合 建築確認通知書の写し又は建物の工事に関する契約書の写し ②火災等に罹災した場合 罹災証明書の写し ※ 住民票が一時転居先に異動しない場合は、居住証明書も必要
(5) 住宅融資関係	次の①及び②の両方 ①居住証明書 ②売買契約書その他住宅購入・建築が確認できる書類
(6) 難聴学級入級	なし
(7) 昼間留守家庭	次の①及び②の両方 ①就労証明書（就労している場合）又は事業主の届（自ら事業を営んでいる場合。添付書類を含む。） ②預かり主の証明（保護者の事業所を下校先とする場合に事業主の届にその旨を記載するときは、不要）
(8) 兄弟姉妹関係	基礎となる兄弟姉妹の区域外就学に係る申請書の写し 注
(9) 事由解消後継続	事由が解消した区域外就学に係る申請書の写し 注
(10) 児童養護施設 等への措置児童	なし

注 保護者ではなく、申請書を受け付ける学校が用意する。